

## 特定水産動植物の採捕の許可に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第132条第2項に定める特定水産動植物の採捕の適用除外のうち、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第42条第1項で定める試験研究又は教育実習の用に供するための許可の取扱いについては、法及び施行規則の規定並びに特定水産動植物採捕許可事務処理要領（令和2年10月26日付け2水管第1337号）の例によるほか、この方針の定めるところによる。

(申請書等の提出先)

第2 特定水産動植物の採捕の許可に関する申請書その他の書類の提出先は、採捕区域及び申請しようとする者の住所地に応じ、以下のとおりとする。

採捕区域	申請しようとする者の住所地	提出先
海面を含む場合	全て	福島県水産事務所
内水面のみの場合	(1)いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡	福島県水産事務所
	(2) (1)以外の県内及び県外	福島県農林水産部水産課

附 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。